

# 第10回食肉流通問題調査検討委員会議事録

平成15年4月21日(月)

農林水産省 第一特別会議室

## 目 次

	頁
1 開 会	1
2 資 料 説 明	1
3 質 疑	9
4 そ の 他	34
5 閉 会	35

## 開 会

田中委員長 ただいまから、第10回食肉流通問題調査検討委員会を開催いたします。本日は、丸井委員は所用により少し遅れて到着されるとの連絡をいただいております。今回は、「牛肉在庫緊急保管対策事業」における保管対象牛肉の検品の状況等について資料を用意していただいておりますので、その説明を事務局からお願いし、その後、ご議論いただくこととしてあります。

それでは、議事に入りますので、報道関係者の方がいらしたら、傍聴室にお移りいただくようお願いいたします。

## 資 料 説 明

田中委員長 それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

皆川企画評価課長 大臣官房企画評価課長の皆川でございます。まず、資料の全体像についてと、資料3に基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

昨年の9月30日に委員会が発足しているわけでございますが、その後、今まで9回ご議論いただいております。これにつきましては参考として配付しておりますが、これまでの議論の概要ということでこれまで委員の方々にもお送りしておりますけれど、参考資料2としても配付させていただいております。今日はこのご説明は余りいたしませんので、配付ということにさせていただいております。

それ以外に、参考資料で最近の動きについて若干ご紹介をしております。参考資料1と2が、今申し上げましたこれまでの議論の整理ということでございますが、参考資料3といたしまして、今国会に提出しておりますような食品の安全性確保に関する提出法案の内容について触れている資料を入れておきました。牛肉のトレーサビリティ法案を初め、そこにあるような法案につきまして、既に議論に入っているものもございますが、今

後の議論を経まして、今国会での成立を目指しているものでございます。

次に、参考資料4でございますが、「食の安全・安心のための政策大綱」ということで、これも中間的なとりまとめということでございまして、この夏の新組織の発足に向けて、食品の安全・安心に関する政策についてまとめて国民にお示しをしたいということでございまして、別途、パブリックコメント等にも付しているものでございます。

それから、参考資料5でございますが、15年度の組織・定員改正ということでございまして、特に消費者に関する行政の組織ということについて見直しておりまして、その3ページなり、それ以降に書いてございますが、再編案ということで、参考資料5の3ページでございますけれど、現行組織を改めまして、特に消費・安全局といった新局の発足につきまして予定をしているものの内容でございます。

それでは、資料3に基づきまして、政策評価につきましてのご説明をさせていただきた  
いと思います。

資料3「平成15年度政策評価について」のまず1ページをごらんいただきますと、政策評価に関する15年度の実施方針ということでございまして、その4ページ以降に2月の段階で実施方針として定めたものの概要として、1ページ以降にそれを若干まとめてご説明をしております。

まず、視点としてでございますが、政策評価につきましては農林水産省はかなり早い時  
点から着手をしておりまして、さらには、その対象の範囲なり実績を評価いたしまして、  
それを実際の施策にどう反映しているかということにつきましては、総務省等からも一定  
の評価を得ているということでございますし、これまで縷々ご説明もしてきたかと思  
います。

今回、特にそういった形での評価を得ているわけでございますが、政策の企画立案とい  
う過程に政策評価手法というものをさらに積極的に活用していくこうということでございま  
して、施策の導入に関する事前評価に積極的に取り組みたいということを15年度の実施  
方針として定めております。

具体的には、施策の範囲が非常に多岐にわたっておりますので、これを体系化いたしま  
したような政策ツリーを構築いたしまして、新たに取り組む新規主要施策につきまして事  
前評価というものを試行的にやってみたいということでございますし、また、それ以外に、  
評価の範囲なり重点化ということを目指して実施していくこうということでございます。そ  
れで、この4月、先週でございますが、第1回目の政策評価会も開かせていただきました。

次の2ページ以降でございますが、さらにはそのスケジュールもお示ししておりますけれど、今までの実績の評価の部分につきましては、第3回、第4回の政策評価会のご議論もいただきまして、この概算要求に反映できるタイミングに政策評価結果というものを出していきたいということでございますし、また、施策の事前評価というものにつきましては、予算編成過程と同時に、事前に政策評価の観点からしっかりと省内での議論を尽くした上で予算編成に臨んでいこうということでございまして、それを今年の大きな課題にしたいということでございます。

詳しくは4ページ以降の政策評価の実施方針というのに記載をしておりますので、また後ほどご議論があればお答えさせていただきたいと思っております。

以上、資料の全体と、今の政策評価につきまして簡単にご説明をさせていただきました。

本川食肉鶏卵課長 続きまして、資料1と2に基づきまして、検品の状況についてご報告をさせていただきます。

まず、資料1でございますが、1月以降の検品の公表資料を整理させていただいております。

1ページが、1月17日に発表いたしました第11回目の公表でございます。この時点で、適正重量が7,993トン、補助対象外重量が42トンということでございまして、この時点の個別の事例は2ページ以降に整理いたしております。これらにつきましては、私どもの検品担当者の段階では、ラベルの張りかえなり書類の改ざん等、意図的な作為は認められなかったということでございますが、最終的には判定委員会の方で判定をするということで扱わさせていただいたところでございます。

次の4ページが、2月28日に発表いたしました第12報でございまして、この時点で9,541トンが適正重量、64トンが補助対象外重量となっておりまして、個別の具体的な事例につきましても、5ページ以降にそれぞれ主な理由ごとに何社何事例ということで整理をいたしておりまして、これも私どもの検品を担当した者からは意図的な作為はなかったという報告がありますが、最終的には後で資料2でご説明いたします判定委員会の方でご判断するということで、ご発表させていただいたものでございます。

7ページが、4月4日に発表させていただきましたプレスリリースの資料でございまして、1番に書いてございますように、3月17日をもちまして箱を開けるという作業が終了いたしました。その結果、この時点では1万843トンが適正重量であります、補助対象外重量は先ほどより40トンふえて104トンとなっております。

ただ、1番の「しかし」というところに書いてございますが、箱は開封したわけでございますけれど、その現物の状態で、例えば品質保持期限が不明であったり、その時点で判断できないものが464トン残っておりまして、こういうものにつきましては関係する書類で、例えば、加工の月報ですとか日報などの周辺書類で証明できる場合がこれまでもございましたので、関係事業者の方にそういう不明なところを挙証するなら挙証せよという時間を今お与えを申し上げて書類の提出を待っている、そういう状況のものが464トンございまして、最終的な結果確定には今少し時間を要するという状況になっております。

個別のこのときの事例につきましては8ページ以降に整理をいたしておりまして、の品質保持期限切れから始まりまして、そこにあるような事項ごとにそれぞれ補助対象外の事例がみつかっております。これらにつきまして、私どもの検品実施者からは、内容物の詰めかえなどの作為は認められなかったという報告がございますが、最終的には判定委員会で締めの公表ラインについて判断をさせていただきたいと考えております。

一番最後の11ページですが、3月17日時点の検品状況ということで、これまで1万2,626トン補助申請があった数量でございますが、これについて3月17日時点の整理をいたしております。今申し上げました1万843トンが適正重量でございます。それから、補助対象外が104トン、書類徴求中のものが464トンとなっておりまして、これ以外に申請を取り下げたというのが3件ございまして、雪印食品関連の北陸などの子会社でございますが、282トン。それから、先だって社長さんが執行猶予判決を受けたという報道がございましたが、日本食品が132トン。日本ハム分が801トンでございます。たしか日本ハムは938トンでございましたが、通常の検品で検品をしたものが137トン、「適」判定が出されているものが137トン、それ以外に補助対象から取り下げるものが801トンということで、これを加えていただきますと申請数量の938トンになるというものでございます。

続きまして、資料2でございます。この補助対象外の104トンにつきまして、氏名の公表なり、場合によっては告発なりも視野に入れてございますが、作為性の有無なりを判断するということで判定をする委員会を開催してきております。これまで4回開催をいたしまして、ここにございますのは1月以降の開催の実績・結果につきまして整理をさせていただいております。

この判定委員会につきましては、補助対象外となった業者の氏名公表につきましていろいろと議論をいただいたわけでございますが、その過程で、客観的な基準を第三者の検討委員会の場でつくるべきではないかということで、田中委員長にも座長をやっていただき

まして、第三者の判定基準をつくる検討委員会を開催いたしまして、判定基準につきましては、意図的な作為でありますとか、そういう犯意のあるものについては基本的には公表であると。やむを得ない業者の責めに帰すべきでない事由によるような場合については、公表は適切ではないのではないかと。

それから、自主点検での報告があるとか、そういう場合には公表の是非を検討することもあり得るといった判定の基準をいただきまして、ただ、その判定の基準を当てはめて個々の事例を判定するに当たり、これも客観的な基準で人選でやるべきではないかということで、同時にご提言をいただいて設定をしたものでございます。1ページにございますように、出席者は、私どもの北村・太田両副大臣と、そこに書かれております委員の方々で構成をしております。そのほかに、技術的なアドバイスをしていただくということで、アドバイザーお二人に参画をしていただいて実施をしておりまして、これまで、49社、78事例、64トンについてそれぞれご審議をいただきましたが、業者名公表は適切ではない、非公表というご判定をいただいております。

まず、第3回目の判定委員会では、12月6日に公表しました1事例と、15年1月17日に公表しました9社9事例につきましてご判定をいただいております。それが2ページにございますが、これにつきましては、ほほ肉の混入ですか重量オーバーなど、そこにあるような不適格事由でございます。それから、自主点検の報告の有無が印で表示をされておりまして、それぞれについてご審議をいただいた結果、作為性は認められないということで、いずれも公表しないことが適當というご判断をいただいております。

それから、3ページでございますが、全肉連から8月の段階で自主的な申告があった、通常検品とは別の事例でございます。これにつきましては、社長さんと専務さんが事業参画を決めたけれど、指示をした部長さんが、輸入牛肉も含めていろいろな牛肉が事業対象になるという思い込み・誤解をして事業参加をしたというケースでありまして、ラベルプリンターをプリントできる、できないとか、ここに書いてありますようないろいろな事情があり、また、その部長さん自身が非常に重い病気で体調がすぐれずに、たまに出て、休んでということが続いていたということで、7月までそういう事柄の判明がおくれていた事例につきまして、非常に議論があったわけでございます。これにつきましては直接、社長さん、専務さん、そしてこの部長さんにお越しをいただいて、それぞれ別に聴取をして、その結果を踏まえた議論が行われたわけでございます。

これにつきましては、4ページの3のところにポイントを書かせていただいております

が、いろいろと不自然な点がないわけではございませんけれど、さまざまな角度から聞いても、元部長さんがみずからの誤解によると主張しておられる、あるいは元部長さんがみずからも病気で大変な状況の中で、恐ろしくて言い出せなかったという心理は合理的と考えられるといったご論議をいただきまして、補助対象外であると申し出て、関係者の処分なども速やかになされているということで、公表しないことが妥当と判断せざるを得ないというご判断をいただいて、非公表扱いにするということになっております。

次の5ページが、4月4日に発表いたしまして、4月2日に開催をした判定委員会の結果でございまして、これにつきましては、2月28日公表分の21社、26事例についてご判断をいただきまして、20社については業者名を公表することは適当でないという判定が出されました。残り1社につきましては判定を保留して、次回以降に関係者を呼んで、弁明を聴取した上で再度検討ということになりました。

それが次の6ページでございまして、一番上から11番目までは品質保持期限切れ、それ以下は骨付き部分肉などの事例でございますが、20番目までは自主点検での報告があるとか、それぞれ個別の事情をご判断いただきまして、公表しないことが適当というご判断をいただきました。21番目につきましては、重量が非常に多いということや、スライス肉の混入といった事柄で、お呼びして事情聴取をした上で判断するという結論になっております。

7ページでございますが、これは徳島につきまして、この委員会でも1度資料はお配りしたかと思いますが、新聞報道が昨年6月ごろにございまして、それを受けたういう通常の検品とは別に派遣検品を行った結果でございまして、結局、補助対象外の事例、品質保持期限切れと重量相違ということで、そこにあるような重量についてございまして、これについても、自主点検の報告はございませんが、公表しないことが適当というご判断をいただいております。

状況は以上でございます。

柄澤品質課長　　総合食料局品質課長の柄澤でございます。私からは、資料4「食品の表示制度に関する検討状況について」をご説明申し上げます。

1ページでございますが、昨年来のいろいろな不正表示の問題を踏まえまして、監視を強化するということもちろんございますが、制度としてわかりやすい表示ルールにするということが極めて重要だと考えておりまして、いろいろな取り組みをしているところでございます。

1点目に書いてございますように、長年にわたりましてJAS法と食品衛生法、あるいは農林水産省と厚生労働省がばらばらにいろいろなことを決めているということが非常にわかりにくい、というご指摘を各方面からいただきましたので、こういったことを順次議論していただくために、昨年の12月から両省で表示に関する共同会議というものを立ち上げまして、表示に関するさまざまな議論全般について調査審議を行っていただいているところでございます。ちょうど本委員会の委員でもあられます、本日もおみえでございますが、丸井先生に座長をしていただいておりますし、中村先生にも委員としてお入りいただいているところでございます。

今まで4回ほど会合を重ねまして、実は今週も5回目の会合が予定されておりますが、今まで一番大きな問題として議論していただきましたのは、期限表示の用語定義の統一ということでございます。これもまた長年にわたって問題として指摘されておりましたが、JAS法では「賞味期限」という用語を使い、また、食品衛生法では「品質保持期限」という用語を使っていると。それで、意味することはほとんど同じにもかかわらず、両方で違う用語を使っているのは極めてわかりづらいといったご指摘を長年にわたっていただきしておりましたので、これを何とか用語を統一しようということでご議論いただきまして、一番下の印のところにございますように、3月の4回目の会議におきまして、「賞味期限」「品質保持期限」の用語を「賞味期限」に統一するということで、関係の告示案あるいは省令案についてご了解をいただいたところでございます。

そして、今後、パブリックコメント、あるいはWTO通報といった手続を経まして、できれば7月中旬ぐらいを目途に新しい基準を施行することを考えております。ただし、加工食品につきましては、もう数年分の包材を用意しているといった業者の方もおられますので、一定の猶予期間を設けるということでございます。

今申し上げたようなことを順次今後もこの共同会議で議論をしていただいて、少しでもわかりやすい表示ルールにするということに取り組んでいるところでございます。

次に、2ページの上の2番目でございますが、これもまた両方の法律で相談する窓口が違うのが非常に煩雑で不便だというご批判がございましたので、昨年の暮れに、両方の法律を1力所で相談できるという共同窓口を設置いたしました。おかげさまで、この窓口はかなり便利だということで、多くの方にご利用いただいておりますので、今後もこの窓口の設置日数ですか設置場所をふやしていって充実させていきたいと考えております。

3番目として、両方の法律のことが一度にわかるパンフレットもつくっておりまして、

間もなくでき上がる状況でございます。

以上が、わかりやすい表示のこととござります。

続きまして、6ページでございます。食肉（牛肉）の生産行程履歴JAS規格についてでございます。

1番目の制定の趣旨の真ん中あたりに書いてございますが、現在、牛肉のトレーサビリティの仕組みにつきましては、畜産部の方からこれを義務づける関係法案を国会に提出されて、今、ご審議いただいているところだと思いますが、これに加えまして、そこに書いてございますように、一定の情報を消費者に正確に伝えているかどうかということを第三者機関に認証してもらうという生産行程履歴JAS規格制度というものを、現在、検討し、議論していただいているところでございます。これは義務ということではございませんで、一定の情報が伝わっているということが認証されれば、JASマークというものをつけて、ほかの肉と違う付加価値をつけていくという考え方でございます。

今、牛肉について議論しているところでございますが、今後、順次、豚肉ですとか青果物などに任意の制度ということで広げていけたらということを考えております。

2番目に牛肉についての仕組みでございます。

(1) でございますが、生産行程管理者という概念がございまして、肥育農家等を登録認定機関というところが認定するということをまずいたします。この認定を受けた生産者は、(2) にございますような情報を正確に記録・管理するということでございますが、この記録・管理する情報の中に、義務化法案には含まれておりません給餌情報ですか、動物用の医薬品の情報なども含めていくということを考えております。

(3) でございますが、認定を受けた生産者は、生産行程履歴JASマークというものをつけて、そのマークと一緒に生産した肉を流通させていくということになるわけでございます。

肉の場合には、ご案内のとおり、流通過程で小分けということが何段階かに行われていくのが通例でございますので、(4) にございますように、小分け業者というのもJAS法上の認定をいたしまして、小分けした業者も同様のマークを転々と川下につけて流していくことができるよう措置したいと考えております。

そして、最終的には、店頭に並ぶ肉につきまして、JASマークと個体識別番号が一緒にしているということでございますので、消費者の方に個体識別番号をもとにインターネット等で検索していただきますと、義務化法案の情報に加えまして、先ほど申し上げま

したような給餌情報ですか動物用の医薬品の情報などが入手できることになるわけでございます。この仕組みは、国産の肉に限らず、輸入の肉にも、認証を受ければ対象になり得るということで、情報の種類と輸入肉も対象になり得るという点で、義務化法案の仕組みに追加的に行える仕組みだとご理解いただきたいと思います。

今申し上げた仕組みは、今まで3回ほどJAS調査会の部会というところでご議論いただいておりますが、今週の24日に具体的な規格案をご議論いただきまして、できれば義務化法案と相前後して施行できればと考えております。

8～9ページに今申し上げたことが図でお示ししてございますので、参考にしていただければと思います。

私からは以上でございます。

## 質 疑

田中委員長 ありがとうございました。先ほどの食肉鶏卵課長のご説明によりますと、全箱検品において箱を開ける作業は終了したけれども、補助対象外かどうか即断できないものがあるために、それらについて書類を徴求中であり、まだ検品の最終結果は出ていないうことでございまして、また、補助対象外となった事例について業者名を公表するかどうかについての判定委員会も今後何回か開催されることになる状況ということあります。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、ご質問、ご意見などご発言願いたいと存じます。また、資料のご請求がある方は、あわせてご発言願います。

中村委員長代理 今までのところ、企業名、業者名を公表することは適当でないというものが全部ということで、この先はわかりませんけれど、それはもちろん判定委員会の議論の末の判定ですから、それに対してどうこう申し上げることはないと存じます。

それは、品質保持期限切れというのが随分多い感じがするんです。品質保持期限切れというのは古い肉だと理解していいと思うのですが、最初のQ&Aの中にそれがなかったと

いうことなのですけれど、その後もそういうQ & Aの中ではこれは対象外であるということは、業者の方には伝わっていなかったのでございますか。

本川食肉鶏卵課長 最初の品質保持期限切れにつきましては、最初の事業説明会でありますとか実施要領といった通達上では明記がありませんで、おくれて出しましたQ & Aの中で補助対象外であるということを書いたわけですが、残念ながら、それが文書として、私どもも「未定稿」と書いたものですから、まだ稿として定まっていないものを配るのは適切ではないという判断をした団体もありますし、ほとんどの事業者には事業申請までにこれは届いていなかったという事柄のものでございまして、この委員会の中でも、先ほどの第4回目では品質保持期限だけを最初に11並べておりますが、品質保持期限については事業者まで十分な周知がなされていないということで、例えば、品質保持期限切れがどれくらいの量を占めるかとか、そういうことは逐一ごチェックもいただいておりますが、これらについては業者の責めに帰すべき事由ではないのではないかという議論がなされているということでございます。

田中委員長 ほかにございますか。

厚谷委員 買い上げ制度がなくても、品質保持期限切れということはあるわけですよ。そういう肉というのはどのように処理されるのですか。というのは、1社でも非常に多いのがありますから、こういうことに触れない状態でどのように処理するのかなという点をお尋ねしたいと思います。

本川食肉鶏卵課長 品質保持期限は、あくまでテーブルミートとしてスライス肉にして販売する場合の保持期限でありますし、例えばそれを加工にするとか、極端なことをいえばペットフードにするといった形で、その肉自体がそこで無価値になってしまうものはございませんで、保持期限が切れているものについても、例えば加工用にしぐれ煮にするとか、そのような用途に用いるということが現実にございまして、例えばこの事例の中でもそういう加工を専門に、いろいろな方が不要になったものを集めてきて加工をして販売をする業者の方が、保持期限切れのものを相当たくさん申請をしておられた事例についても、その業者の方はそういう加工を主とした事業を行っておられる方だということも認識をしていただいた上で、公表は適当ではないというご判断をいただいているということです。

厚谷委員 この理由をみると、品質保持期限、骨付き肉、対象外のもの、もう1つ、短期間ということになりますね。そして、品質のところと骨付き部分肉のところはQ & A

が十分記載されていなかったということで、これはどちらかというと趣旨が徹底されなかつたと分類できる。そうすると、趣旨が徹底しないのに相手を傷つけるというのは何となく気が重いということになったのではないかと。

もう1つは、短期間ですね。これが主たる理由になりまして、これもやはり短期間であったからこの制度の趣旨が十分徹底しなかったからだと考えてよろしいのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 今ごらんいただいているのは6ページだろうと思いますが、ここには典型的な事例を書いてございますけれど、すべて業者名の申請数量は公表させていただいていまして、全体重量を書きますと業者名が大体わかつてしましますので、それは書いてございませんが、全体重量に占める補助対象外重量の割合ですとか、補助対象外になった金額 例えば、ここにあるのは数十キロですが、そういうものもご考慮をいただけてご判定をいただいているところでございます。

田中委員長 1つ教えてください。現品紛失というのがありますね。倉庫業者というのはそんなにいい加減なものなのですか。

本川食肉鶏卵課長 実をいいますとこれは私も驚いているのであります、保管をしている場所で大量に荷物を出し入れしている中で、1箱、2箱という形で現品が紛失したり、あるいは入庫の際に、あると思っていたものをダブルで計上してしまったりとか、それぞれについて倉庫業者の方々から始末書のようなものを直接いただいて、その判断をいたしております。しっかりしているはずなのですが、1箱、2箱といった少ないものについて生じることがある、あるいはまとまって生じるものについては入庫のときにダブルで入力をしてしまったとか、そのようなミスが重なった場合に生じてきていると考えております。

松本委員 先ほどのやりとりの中で、品質期限切れの肉の扱いについて、精肉としては出ないけれども、それ以外の用途には使う余地があるのだということでしたね。つまり、肉としてはまだ廃棄するほどのものではないと。今回の買い上げの名目は安全確保ということだったわけであります、そうしますと、精肉として出る分については買い上げ等によって凍結して安全確保をするというので一応論理は通りますが、加工するものについては買い上げをしないということは、それでは建前としての安全性確保という点と少し齟齬が出てくるのではないか。どうぞ加工してくださいというスタンスで農水省としては対応されたのか。加工用途としてもやはり出回るのはよくないということであれば、買い上げの対象とすべきだったということにもなるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 それは確認をいたしますが、やれる範囲で、例えば店頭にある肉にまでは部分肉として回収をし、保管ができるものについて対応したところでございますので、既にスライス状態になったもので保存ができないものについては対象の外に置いたということと同じであります。買い上げ対象については保持期限内のものを買い上げ対象とすると。それ以外のものについては対象の外に置いたということではないかと思いますが、そこは確認をさせていただきたいと思います。

尾野村委員 質問ですが、こういった検査結果が出て、買い上げるべき数量が、ここでは適正かどうかということがありましたが、買い上げるべき、出回らせてはいけない牛肉が、実際にどれだけこれで市場から買い上げられて、実際はそういった申請をしないで流してしまって末端で売ってしまったというところは、どのようにこの結果で推測すればいいのでしょうか。つまり、こういう制度がどれだけ機能したと解釈すればいいのでしょうか。

田中委員長 おっしゃる意味は、この制度に乗らなかったものはどうなのかということですね。

尾野村委員 乗らなくて流れてしまって、売られてしまって消費者の口に入ってしまったものが、この数字の結果でどのように理解すればいいのでしょうか。つまり、不正があったかどうかという買い上げの対象か対象でないかというところはこの数字なのですが、実際に想定して流通在庫がこれくらいあるだろうという数量は一応上がってきたという説明は受けていますが、こういう結果が出て、そのところは改めてどのように理解すればいいのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 この検品結果と、今、委員がおっしゃったものとは直接はリンクをしないと思いますが、その点についてはたしかこの会の前半の部分で、当時、一昨年の10月半ば時点で、私どもは事業団を通じて流通在庫の量について調査をいたしました、ほぼそれに見合う1万2,626トンという申請が上がってまいったので、そこは当時在庫としてあったものがほぼ申請をされていると私どもは考えているところでございます。

尾野村委員 その解釈は、この数字によってそこが変わることはないということですね。

本川食肉鶏卵課長 そのように考えております。

田中委員長 松本委員が先ほどお聞きになったことの関連ですが、こう理解していいですか。後からきちんと調べてお答えになるということでしたけれど、いずれにしても、

判定委員会での判定というのは、公表すべきかどうかということですね。そこで不適格とされたものというのはあくまでも補助金が出るか出ないかということで不適格であって、適格なものはみんな焼却するわけですね。不適格なものの処理が先ほどおっしゃったようにどうなっているかということを調べるということですか。不適格なものも焼却はするのかしないのか。不適格なものはどう処理するのですか。

本川食肉鶏卵課長　　冒頭のご説明が足りなかったかもしれません、先ほど冒頭に申し上げました判定基準の中で、意図的な作為がある場合には私どもは公表するという基準をいただいております。もう1点は、補助対象外になったがゆえに、私どもの手を離れて事業者の方に荷物が戻るわけでありますが、その時点で自主的に焼却をしていただくという約束をいただけない場合にも氏名を公表するということにしてあります。そのような基準を確か田中委員長におつくりいただいたと思っております。ですから、自主的に焼却をいただかない場合は、10月17日以前の肉が販売される可能性があるわけでございますから、その販売をされる可能性のある業者の方の名前は、申しわけございませんが公表することにいたしておりますので、したがって、すべて補助対象外になったものについては、自主的に焼却をしていただくということをお約束いただいたものについて、非公表扱いにしているということでございます。

田中委員長　　その約束というのは、半ば義務的にやっていただいていると理解しているのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長　　今までやっていただいていると聞いております。

それから、先ほど確認をさせていただくと申し上げたのは、先ほど在庫量を私どもは調べたと申しましたが、その在庫量を調べるときに、保持期限なり何なりを例えば念頭に置いて保持期限内のものだけを調べたのか、その辺の確認をしてみたいということでございます。松本委員があっしゃったのは、当時、補助期限外の肉があって、こちらに申請した方はいいですけれど、そうでない方はどのように扱ったのかと。それからいいますと、全体の安心という観点からは、当時、存在をして、加工されて食に回されるかもしれないような肉はどうなったのかというご質問だったと思うのですが、その点については、当時どのような基準で保持期限切れのものをどのように扱って考えていたかということについては、確認をしたいということでございます。

田中委員長　　役所としては肉は安全だという前提なのですから、仮にそうであっても、本当に業者が保存期間が切れて、加工した別のペットフードなどにしたらいいと思うもの

は自己判断でするでしょうし、仮に食品として流れても、一応の目安であって、これは暴論になるかもわかりませんが、仮にそれが流通したとしても、そもそも安全だという前提ですから、問題はなかったのではないかと私は密かに思っていたのですが、間違いでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 確認をした後のお答えまでお答えをいただいて恐縮でございます。先ほどスライス肉を持ち出しましたのはそういうことでございまして、当時、消費者の方々の不安の対象となるような卸段階の在庫に着目をして隔離をしたということでございまして、ここでもご説明申し上げましたが、小売段階にあるようなスライスされているものについては対象にしていないと。それと同じようなことではなかったかと。安全ではありますけれど、この事業の対象にするのは卸段階にある部分肉状態である在庫である、ということで整理をしたのではないかなと考えております。

田中委員長 しかしながら、政策との整合性という点からみれば、そうはいったけれども、いかがかという問題はあくまでも残りますね。

石川委員 保管なり買い上げなりの対象になる肉の規格なり何なりというのは一応設定いたしましたということだと思いますが、そもそもこの制度というのは出発点から任意の制度でしたよね。義務づけではないわけですよね。したがって、松本先生がおっしゃったような事例についても別段問題ではないし、あるいは、以前質問をしてまだ定かに教えていただいているのですが、例の雪印がサーロイン何十トンを、これは任意であるからして、保管していればいずれ高く売れるということで保管していたという新聞ニュースもありましたけれど、そういうことがあった事実というのはそもそも任意制度だったからだ、ということで割り切るしかないのではないかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 先ほど申し上げたように、1万3,000トンの在庫調査に対して1万2,626トンということになりますので、私どもは当時の在庫の大宗は申請されたと考えておりますが、例えば小売店にあったスライス肉ですか、輸入肉についてはやはりそれは対象にしなかったということで、政策の完全性を求めるということであれば、それはいろいろご批判もここでいただきましたけれど、まさに任意の制度としてそこは割り切るしかないものではないかと考えております。

丸井委員 資料2の6ページに品質保持期限切れというのがずっと並んでいますが、これは期限が切れているといつても、一体どれくらいのものがあったのでしょうか。1週

間なのか、1ヶ月なのか、1年なのか。それによってもこの公表云々にはかかわりがありそうに思いますけれど。

本川食肉鶏卵課長 実をいいますと、期間はまちまちでございます。ただ、一昨年の8月とか9月とかのやや切れたものから、非常に古いものまでございました。非常に古いものについては、全体に占める割合とか量とか、あるいは補助対象適格外となった金額であるとか、そういうことも総合的にご判断をいただいた上で、こういう結果になっているところでございます。

厚谷委員 期限切れあるいは部分肉という対象外のものを初めから持ち込まなかつたという場合は、それはだれにもわからないで処分できたと。それから、一たん持ち込んで、それは対象外だといわれたら、「おまえは約束したのだから、焼却しなければいけないのだ」ということになると、これは割り切ったのだといえればそこまでですけれど、それは私はやや整合性に欠くのではないかという感じがします。

丸井委員 幾つか不適格なものは、これはもう既に買い上げたもので、これをまた業者の方が買い戻した上で焼却を約束したということになるのですか。

本川食肉鶏卵課長 今のこの状態を申し上げますと、それぞれ属している業界団体、ここにもお越しいただきましたが、全肉連ですかハム・ソーセージ協同組合ですか、そういう団体が個々の業者さんから買い上げの価格 例えば 1,114円とか、団体によつては簿価で買い上げた状態で申請をいただいております。したがつて、補助対象から除かれましたときには、その団体との間でその売買契約を解除いたしまして、荷物は業者さんの方に戻り、そのときには買い上げ代金の例えば 1,114円については返還をいただくということになるわけでございます。

田中委員長 しつこいようですけれど、お返しして、それを焼却する約束だということなのですが、何によってそれは担保されているのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 焼却の証明書を出していただくことになっております。

田中委員長 資料4の2ページですが、表示のことでのことで、相談窓口一元化、これは 581 件と。これはどんな相談なのか、分析はしておりますか。

柄澤品質課長 今のご質問でございますが、今、手元に詳細な数字はもってきておりませんけれど、消費者の方というよりも、業者の方が大半を占めるというのが実態でございまして、先ほどまさに共同会議でわかりやすいルールをつくっていると申し上げましたが、いろいろなタイプの食品がございますし、表示の仕方が非常に複雑になってきており

まして、「こういう製品をつくってこういう表示をしたいのだけれど、これでJAS法にも食品衛生法にも適合しているのだろうか」とか、あるいは、「消費者からこういった表示でいいのかどうか相談を受けているけれど、これでいいということなのでしょうか」とか、そういう業者からの相談が非常に多いのが実態でございます。

田中委員長 続けて、7ページに小分け業者とありますね。これは業界では一定の概念があると思いますが、小分けというのはどの程度の小分けなのでしょうか。ニュアンスとしてはわかっても、具体的に基準がないと。

柄澤品質課長 これはJAS法上定められている概念でございますが、なぜこういう小分けについての認定が必要かと申しますと、荷がかわっていくときにJASマークをつけかえる必要が出てくるわけでございます。例えば、今、有機農産物で同様の仕組みがございますが、大きな箱で例えば仲卸のところまで流通する場合に、その箱にマークがついているわけでございますが、マークがつけかわるときに認定を受けてくださいという、荷口のマークがかわるということが1つの目安だと思います。JAS法上の考え方でございますので、マークがつけかわるかどうかというところがポイントでございます。

田中委員長 そうすると、小分けの段階で何回でもマークがつけかわれば、何回でも小分けのそれが入ってくるわけですね。

柄澤品質課長 そういうことでございます。何段階でも、マークをつける人は必ず認定を受けてくださいと、そういう意味にご理解いただければよろしいかと思います。

尾野村委員 そうしますと、末端のお肉屋さんまでそれは含まれるということですか。

柄澤品質課長 仮にお肉屋さんの段階で最終的なパッキングをして、そこにJASマークを付したいという場合には、そういうことになります。ただ、例えば有機農産物の場合で申し上げますと、大抵の小売店では最後の段階でマークを付すということは基本的には余りありませんで、最後の段階では、それが有機農産物だよという表示をするか、あるいはホーレン草のように袋にマークが付されているものをそのまま売るという形態が多いものですから、本当の末端の業者の方が小分けの認定を受けられるというケースは余りないのが実態でございます。ただ、今回の牛肉の制度では、仮に末端の小分けの方がそういうことをされるということであれば、それは認定をとっていただければできるということです。

厚谷委員 これは小分け業者という資格をもらうわけですね。そうすると資格要件というものが出てくるわけですが、これはどういう資格要件になるのでしょうか。

柄澤品質課長 細かい認定の基準というのを JAS 法の規定に基づいてこれからつくることになりますので、今はまだそれができ上がってお示しする状況ではございませんが、川上から流れてくるものを、業者の方のところでどのような仕入れがあって、それをどのように販売したかということがきちんと記録されているということで、要は、 JAS マークがいい加減につかないという体制ができているかどうかというところがポイントになろうかと思います。

厚谷委員 そうすると、例えばお肉の小売の経験 5 年とか、その上に何かテストをするといったことになるのですか。

柄澤品質課長 その認定の具体的な基準はこれから検討せざるを得ませんけれど、恐らく経験要件のようなことは基本的には余りないのでないかと思います。その時点においてきちんと体制ができているかどうかというところを客観的にみさせていただくということになろうかと思います。

厚谷委員 もう 1 つ、相談の機関ですけれど、これに相談に行きましたときに、これは民間の機関ですから行政指導ということはないでしょうから、そうすると、どのようにして是正させることになるのですか。

柄澤品質課長 相談の内容は、是正というよりも、先ほど申し上げましたように、両方の法律で制度が具体的にどうなっているかということを聞いてこられるケースが大半でございます。実際に相談に応じてありますのが厚生労働省と農水省の O B でございまして、制度を熟知している方でございますが、行政的に何かこれをしろといったことではございませんで、実際のお問い合わせに応じて、現存の制度がこうなっているということをご説明申し上げるということが中心かと思います。

新山委員 生産行程履歴 JAS について今議論がされていますので、 1 つお伺いしたいと思います。この生産行程履歴 JAS ができるということは私は非常に歓迎されることだと思います。つまり、消費者の人たちが農産物がどのように生産されているのかについて情報を知りたい、しかもその情報について信頼性が確保された形で知ることができるという状態がこの認証制度でできますので、大変望ましいことだと思います。

しかし、これまでのさまざまな食品事件の中で求められていること、また、消費者の人たちが求めていることからみると、さらに次のステップが必要なのではないかと思います。どういうことかといいますと、農場段階でどのように生産されているかを知りたいということもあるでしょうが、その後の流通段階でどのように取り扱われているか。あるいは、

青果物などですとそういうことは余りないでしょうが、食肉や、さらに加工食品などになりますと、農場段階から出荷された後にさまざまな処理が施されます。そうしますと、その段階での取り扱い、つまり衛生管理の状態がどうであったか、安全性管理の状態がどうであったかということが製品の品質に大きな影響を及ぼしますし、そういうことを知りたいということも当然出てくると思われます。

あるいはまた、何か事故があった場合を考えますと、農場段階でその事故が起こるというよりは、むしろ処理行程以降に事故が起こることの方が多いですし、例えば食中毒などでしたらなおさらのことだと思います。そうすると、履歴の記録が必要なのは、処理段階以降も非常に必要で重要であるということになるのではないかと思います。つまり、農場から小売段階まで一貫した衛生管理や安全性管理をし、かつその記録を残し、それが第三者によって信頼あるものだということが証明されることが必要なのではないかと思います。

それは、生産・流通・処理・加工行程履歴の規格制度が必要ということになると思うのですが、そういう制度をつくろうとすると、現在のJASという制度の中では恐らくできないであろうと思います。しかし、今、社会的に求められているのはそういう制度であって、ヨーロッパなどでは、「農場から食卓まで」といったときには、小売段階まできちんと衛生状態や安全性、あるいは品質なども含めて管理・記録されるとなっています。

それについては、農水省だけではなく、農水省と、消費段階以降を管轄する厚生労働省と共同で制度をつくっていくということをしないとできないのではないかと思います。それも表示に関しては、今回、厚生労働省との一体的な取り組みがされたわけで、不可能ではないのではないかと思います。

これは私のそういうことが必要なではないだろうかという意見と、そのことについてどのように考えておられるか、お聞かせいただければありがたいと思います。

柄澤品質課長 おっしゃられたご意見は大変よく理解ができますし、先生は恐らくJAS制度のことを非常によくご存じでいらっしゃると拝察しております。と申しますのも、JAS制度というのは、現行法で申し上げますと、生産の方法についての規格ということになっておりまして、実は法律上、流通段階等の基準というものは規格に取り込めないことがあります。そこで大きな1つの制度の仕切りがございます。

したがいまして、今回のこのJAS規格につきましても、生産の履歴をあくまでトレースできるということでございますが、確かにおっしゃられたように、流通段階の情報も含めたトレースが必要ではないかというご議論もあるうかと思いますが、何分、このトレ

サビリティという仕組み自体がまだ我が国に制度として十分でないわけでございまして、全く初めての試みでございます。

したがいまして、牛肉の分野について、義務の仕組みとあわせてこの任意の仕組みをとりあえずスタートするわけでございますが、さっき申し上げたように、今後、ほかのものに広げていくということも考えておりますけれど、おっしゃられたような情報の種類なりトレースの仕組み自体についても、いろいろな技術開発ですとかシステム開発のようなことも行われておりますので、現実に実行可能かどうかという観点も十分踏まえながら、今後、ほかのものに広げていく、あるいは牛肉についてどうしていくかということをご意見を踏まえながら考えていきたいと思います。

田中委員長 私は今の新山さんの話はもっともだと思いますが、柄澤さんが初めに胸を張って、厚生労働省と共同でやって、今までばらばらだったものが1つになって表示をやるのだと。ただ、これは表示だけの問題ではなくて、おっしゃるようにトータルに管理するべきなので、ＪＡＳはもともとあったからＪＡＳを最後にやるのがいいのか、本当の意味の両省共同の法律を、流通段階も全部含めたありようを、せっかく丸山先生と中村先生がいらっしゃるのですから、ご検討いただけたらなと思うのですが。

それから、6ページの第三者機関というのは、独立行政法人のようなものになるのですか。あるいは、こういう第三者機関というのは複数あって競争した方がいいと思うのですが。いっぱい検査機関があって、競争して信用を得て格付機関のようにやった方がいいよう思うのですけれど、まだ構想はこれからですか、固まっているのですか。

柄澤品質課長 これはＪＡＳ法上、公益法人でなければいけないとか、独立行政法人でなければいけないとかということは全くございませんで、NPOでも何でも、この基準に合えば登録は受けられるということになっておりますので、例えば有機でいえば、もう約80（（注）委員会では「60～80」と発言）の機関が登録を受けて競争をしていただいている状況でございますので、この制度についてもそのようになるのではないかと考えます。

犬伏委員 先ほどの品質保持のところですっと考えていたのですけれど、品質保持期限というのは、そもそも今回対象になったのは冷凍のものだけだったのでしょうか。そうではなくて、市場にこれから出る分について、私たちの不安を解消するためと、とにかく私たちが不安を感じているから、10月17日以前に、全頭検査されない前にと畜されたもので市場にあるであろう、でも、ひき肉やスライスはちょっと無理だから、その塊肉になつたものがどのくらいあるかを調査した。それがこれだけあった。それとほぼ同じものが申

請されたから、全部の肉を対象としたのだよと。そういうお話を私は理解していたのですが、先ほどの品質保持期限というところでちょっと引っかかってしまったんです。

じゃあ、この前、松本先生が、事業者の保護のためじゃなかったか、消費者の不安を解消するためではなかったのではないかと、そういうご意見を確か出されていたので、私としてはそこのところが納得できなかったのですが、きょうの品質保持の話を聞きましたら、あれ、もしかしたらそうだったのかと、今、ちょっと不信を覚えてしまったんです。

というのは、対象が冷凍品でなかったとしたなら、最長の品質保持というのはどのくらいあったのでしょうか。もし1年あったとして、10月17日以前の肉ですから、10月という月で考えましても、最長、品質保持ができていたのは12年10月にと畜された部分ですよね。それ以前にあったとしてもあるいは短いのかもしれません、1年と考えて、12年10月以降にと畜されたものが対象であったと考えられるのかなと思ったんです。

そうなりますと、その中で今度は加工に回るものだったら、それは構わないという課長のお話でしたね。だとすると、私たちの不安というのは、例えば、ビーフのエキスというものに対する不安というのはかなり強かったです。それが加工のものだったら対象外だったよと。不安を解消するものの、これから加工に回る部分の肉、それは12年10月以前のものであっても平気なんだよと。そういう話になってしましますと、これは消費者の不安を解消するための事業ではなかったかなと思ってしまいまして、どうなっているのだろうという気がしたのですが。

つまり、品質保持期限というのは一体どのくらいなのか。冷凍品以外の、私の理解では、10月17日以前にと畜されていて市場にあるであろう、スライス、ミンチ以外の肉を全対象とした理解していたのですが、その辺、どうだったのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 順番にお答え申し上げますと、品質保持期限は、生の肉であれば45日でございます。それを冷凍いたしますと、通常、ご自分で基準を設けて検査なりをされる方はもう少し長くなるかもしれません、業界で設定をしております基準は冷凍しますと2年間でございます。

それから、この事業では、10月17日以前にと畜されたもので、18日以降に品質保持期限内で販売される可能性のあるものを対象にいたしましたので、極端なことをいいますと、10月18日に品質保持期限の最終日が来ているものについては、その2年前の10月17日に加工されたということでございます。

ですから、それ以前の牛肉というものが、幾つかこの事業にも申請がされておりますの

で、仮に市中にゼロということではないのかもしれません、そういうものについてはスライス肉と同じように、テーブルミートとして精肉の形でスーパーの店頭に並ぶことはないという判断のもとで、それについては対象とはしなかったと、今の時点でございますけれど、割り切らざるを得ないのではないかと思っておりますが、ただ、先ほど申し上げましたように、10月18日より2年前でありますから、平成11年の10月17日に加工されたものまではこの事業の対象になっておりますが、それ以前のもので加工に回る可能性のあったものというのは、申請に上がってきていますので全くゼロではないと思いますが、そういうものはテーブルミートとしてスーパーの店頭に並ぶことはないということで、当時は割り切りせざるを得なかったのではないかと。その辺については少し調査をさせていただきたいと考えております。

石川委員 今のお話は、部分肉なり何なりという形で、10月17日からさかのぼって2年前以上に凍結処理された肉ですよね。凍結年月日が2年以上前だったという意味でよろしいんですね。

本川食肉鶏卵課長 はい。

松本委員 生産行程履歴JASの件ですが、先ほど有機農産物のことちょっとおっしゃいましたけれど、有機農産物というのも生産方法に関するものですからかなり似ていると思うのですが、将来的には、有機農産物も生産行程履歴JASというより大きなものの一部になるのか、それとも、有機農産物というのはあくまで表示に関するJASであって、有機農産物という表示ができるのはこういう手法でつくったものに限るのだからという、ある意味では厳格なもので、生産行程履歴JASはどんな方法でもつくり方をきちんと説明して開示できるものであればいいという、かなり視点の違うものと理解すべきなのか。その点についてご説明願いたいと思います。

柄澤品質課長 今おっしゃられたとおりだと思います。全く視点の違うものだと思います。有機農産物が、将来、生産行程履歴のグループに入って溶け込んでいくということはないと思います。基準の全く違う規格だと理解しております。

石川委員 確認したいのですが、今の生産行程履歴JASですけれど、生産者による記録・管理がございますね。そこで生産情報の中に品種がありますね。それから、給餌情報等ということで、先ほどのご説明では、動物医薬品の投与関係についても盛り込むのだというご説明だと思いますが、これとの関係で、この間、この場での議論の中で私も申し上げていることなのですけれど、品種がここで記録されるということは、表示にはどのよ

うに結びつくのでしょうか。今ですと、輸入物は書いてはいけませんが、国内産であれば国内産と書けばよろしいわけですよね。特殊、差別化が可能なものについては、和牛であるとか黒毛和種であるとかという表現をすればいいのですが、いわゆる交雑種なり乳牛あるいはホルスタインなどについては、このマークとの関係でいいますと、その種の品種表示というのは必要あるのでしょうか、ないのでしょうか。

本川食肉鶏卵課長 実をいいますと、トレーサビリティ法の方でも、家畜改良センターに登録する情報として品種というものを検討いたしておりまして、これについては、今、例えば、純粋の黒毛とかいろいろな品種をどのようにするかとか、あるいは和牛と和牛を掛け合わせた交雑種をどのように表示するか、そういうことを少し事務的に検討させていただいております。

それから、一方で、品種の表示につきましては、JAS法はあるのですが、公正取引規約という小売さん・卸さんが入っておられる規約がございまして、その中で、例えば純粋なものでないと和牛として表示してはいけないということがございます。例えば、和牛と和牛を掛け合わせたものについては和牛表示をしてはどうかというお話ですとか、あるいは、紛らわしい表示としてつい最近もいろいろ議論になりましたが、アンガス牛に黒毛和牛を掛けた、これを黒牛という形で表示をしているようなもの、そういうものについてトレーサビリティ法のご提出なり、あるいは生産行程履歴JASの議論と並行して、いろいろな問題提起をいただいておりまして、この点については、こういう品種の取り扱いとともに、公正取引協議会の方でそういう紛らわしい表示の問題も含めて私どもとしてはご論議をいただいて、一定の整理をするようにお願いをしていきたいと考えているところでございます。

中村委員長代理 先ほど、牛肉の生産行程履歴のところで、処理した後の流通段階も気になるということと、農林水産省と厚生労働省が協力してやらないと完結しないのではないかというご指摘があって、それは大変大事なご指摘だと思います。私の記憶では、牛肉の生産行程履歴についてはまだ共同会議で話をしてはいないと思いますが、今の件で、資料4の8ページで、これがJAS制度の仕組みになっているわけですけれど、少なくとも真ん中から右側の加工段階と書いてあるところは処理した後の部分であって、この表によれば、消費者がロット番号で調査ができる、さらに小売業者に行って、これまたロット番号で認定小分け業者を通じて加工業者のところまで行って、やがてと畜場の枝肉までたどることができると、こうなっているわけですが、これは下のところに全部農林水産大臣

が管轄をする形になっておりますが、これは厚生労働省はこのＪＡＳ制度ずっとトレースしていくということで理解はもう終わっているのですか。

柄澤品質課長　　今の8ページの表について、具体的にどういう情報が消費者に開示されるかということが9ページに書いてございまして、そこに便宜上、情報Aと情報Bという欄に分けてございますが、この情報Aというところがトレーサビリティの義務法案で、一律に義務化される開示情報の内容でございます。情報Bのところがこの義務化法案に含まれない、任意のＪＡＳ規格で付加される情報でございまして、いずれもここに書いてある情報は牛肉の生産に関する情報であるわけでございます。

この生産に関する情報が、荷口がかわって8ページのような図で流通していくわけでございますが、いずれにしても、この流通の過程で、情報A及び情報Bが転々と伝わっていくと。そして、店頭に並んでいる個体識別番号をホームページで検索いたしますと、この9ページの図の下にありますように、情報A及び情報Bを消費者がみることができますということでございまして、この情報の中身自体は生産に関する情報でございますので、この仕組み自体、農林水産省のこの枠組みの中では可能だという整理でございます。

中村委員長代理　　そういうことでＪＡＳ制度で貫いているということだと思うのですが、これに加えて、先ほどの農林水産省と厚生労働省の共同作業という点でいいますと、先ほど座長から、両方を統一して、例えば法律なども一緒にしてはどうかということもあって、これはこの表示問題の検討会でも実は議論があったのですが、正直いってなかなか難しいんですね。丸井先生は共同会議の座長でいらっしゃるのでかえっておっしゃりにくいかもわかりませんが、私も会議に入っているいろいろ話し合いをしてみましたが、これは非常に難しいです。

というのは、私の印象では、厚生労働省は、食品の安全確保ということについては満々たる自信と権益をもっているわけですね。これはもうだれが何といおうと自分たちが守ると。その意識というのは私は悪いことだと思いませんよ。もちろんそれは大変結構だと思いますが、ただ、そこが、両方が一緒になって1つの目標に向かってやっていこうという場合には、そう簡単にいかないという部分だというのが私の印象でありました。ですから、この部分はもうそんなことばかり議論しているわけにもいかないので、いってみれば半ば終わった形でやっていこうということになっているというのが実情でございます。

ですから、これはＪＡＳ法で生産の情報がそこからたどれるということであって、先ほど新山先生がおっしゃったように、加工の過程で、そこにどんな情報の要素が入っていく

かということは出てこない形になっていると私は理解しています。現状の説明だけですけれど。

田中委員長 その点について、私がいったのは、今の省庁別の任務とか役割を考えれば、1つの知恵としてこういう割り切り方しかないと思うのです。しかし、本当にぶっちゃけて考えたときにどうかという議論は、そういう共同の審議会でやっていただいたら一番いいと思うのですが、どうしても一定の割り切りのもとにやらないと、今の制度の基本を守ろうとすれば仕方がないと思います。

新山委員 農林水産省と厚生労働省という2つの省庁で別々に食品安全に関する管理をやるということを前提にしますと、私もそうならざるを得ないと思います。しかし、やはり求められているのは「農場から食卓まで」であって、それは農林水産省でもそうおっしゃっているし、厚生労働省の方でどうおっしゃっているのか余り聞いたことがないのですが、しかし、社会的に求められているのはそうであって、それにどのように対処していくかだと思います。

そうすると、基本的には現在の行政組織の再編では、農林水産省に消費・安全局をつくり、厚生労働省に食品安全部をつくるということで、これもそういうまとまったものがつくられるということは前進だと思うのですが、それにつくられている状態では、「農場から食卓まで」と一貫してというふうにはならないと思います。表示をめぐっても、あるいはトレーサビリティということをめぐっても、既にこういう問題が出てきているわけですから、まださまざまな問題が恐らく出てくるでしょうし、そこに問題が残されると思います。

それで、特にヨーロッパなどで、農業系の省庁と厚生省系の省庁を一元化して食品安全の管理組織をつくっていくということに踏み切らざるを得なかった背景がそこにあると思います。1つの組織をつくらないと、一気通貫した管理ができないということだと思います。ですから、私は、現在の組織再編は一步前進だけれど、大きな課題を残していると思います。ですから、消費・安全局と食品安全部を前提にして対応するとすれば、何らかの形で、今回、表示問題について行われたように、合同で協議し、合同で政策なりを提案していくという場をつくることが不可欠だと思います。

日本の法律上の考え方はわかりませんけれど、ヨーロッパでみると、例えばフランスなどの法令はそうですが、複数の省が合同で法律を提案するということをショッちゅうやっているようです。そういうことができれば、例えば、こういう表示にかかる法律にし

ろ、こういう認証制度にしろ、組織は別でも共同で管理をしていくということは十分できるのではないかなと思います。

田中委員長 それは日本でも可能です。

尾野村委員 新山先生と同じ意見ですが、消費者の感覚として、トレーサビリティでたどれるということがありながら、せっかく昨年みせてもらったと畜場の名前すらここに記載しないというのは、どうしても理解できないという気がします。といいますのは、と畜場自体の衛生管理の競争そのものも、厚木でみせていただいたときに現地の方にお話を伺うと、と畜場の名前をPRすることもできないということですし、厚木のと畜場も、私からみるとソフト面でまだ中途半端なところがあるのですが、正直に厚木の方も、「これ以上は手間暇がかかるので、完全なHACCP対応にはうちはしていない。それはコストとの見合いなんです」ということで、安全性ということをいいながら、それを「安全なと畜場ですよ」ということが競争原理にも働いていないという現状からみますと、トレーサビリティができるのにその名前が表示できないというのは、何とも理解しかねるなど。これは意見です。もう事情はわかりましたので。

石川委員 今の生産行程履歴JASの規格もそうですけれど、安全の問題と、生産の振興あるいは生産者・生産組織への信頼とかというのは、また別個の問題として考えなければいけないんじゃないかと思います。今回の生産行程履歴JAS規格というのは、安全性の確保という問題ではないと思います。「食卓から農場まで」といってて、「顔のみえる仕組みを整備する」ということで、誰がつくっているかがわかるということが安心につながるということであって、生産者による記録・管理という点でいいますと、例えば、給餌情報の中にどういうものが含まれるのか、あるいは薬剤等の投与についてきちんと記帳義務があって、それがついて回るのかとか、そういうことがきちんと盛られているのであれば、今のと畜場もそうでしょうけれど、トレースバックなりトラッキングなりという格好で緊急のときにさかのぼれるルートとして考えられることができますが、BSEとの関連でできている個体識別管理がバックにあってこれが生きているわけですよね。

ですから、この種のJAS規格との関係で、安全性の施策、あるいは生産振興の施策というものについて少し識別して考えておいた方がよろしいのではないかと思っています。これは意見です。

新山委員 委員間での議論になりますけれど、私は、その点は必ずしもそうは思わないんです。現実の次元として、だれがつくったかがわかるということと、安全管理への対

応をするということは次元が別だということ、これははっきりしないといけないと思いますが、ただ、制度としてそれを組み合わせて運用するということは大いにあり得ることで、今度の牛の個体識別情報の管理と伝達についていえば、だれが扱ったか、そしてどの牛であったかの情報を伝達するということに限られた法律ですが、このＪＡＳ規格についていえば、生産段階に限られますけれど、生産段階の管理情報をとるということになりますので、その管理情報の中に衛生や安全性にかかわる情報が入っていたら、それは衛生・安全性へも対応できるという部門になると思いますし、制度の中にどういう情報が盛られるか、項目が盛られるか、それ次第ではないかと思います。

もう1つ別の意見を申し上げたいのですが、この表示にかかわりまして、今回、衛生に直接関連する賞味期限などの表示が整理されたということと、先ほどの議論で、ＪＡＳ制度にかかわって有機ＪＡＳが既にあるということ、そして、今度、生産行程履歴ＪＡＳができるわけですけれど、もう1つ、これまで社会問題になった中でまだ制度的に十分整備されていないことがあるのではないかなと思います。それは何かといいますと、特に牛肉や豚肉などで生じていることですが、いわゆる銘柄牛、銘柄豚、これも表示をしますけれど、この表示をどのように整理するかということがまだ残っているのではないかと思います。

牛の場合につきましては、公正取引規約の中で、産地銘柄の表示については取り決めができていますけれど、例えば松坂牛などについては、それに従って定義を再整理して統一した1つの定義のもとに松坂牛の表示がされるようになってきましたし、神戸牛については、神戸という単位をどう考えるかということで議論があるようですが、少なくとも定義は統一されて表示がされています。

これが現在、民間ベースでそれぞれ工夫してやっておられるという状態ですが、私は、これも民間の努力がさらにたくさんできてくるということが大事だと思いますけれど、そういう努力をくみ上げたり、あるいはそういう努力が生かせるようにするには、こういう産地銘柄の表示にかかわる制度も近いうちに国全体として整備するということが望まれるのではないかと思います。

それはどういうイメージになるかというと、例えば、ＥＵでいうと、原産地呼称（ＡＯＣ）などが日本の産地銘柄の扱いに非常に近いのではないかと思います。産地銘柄というと、松坂と神戸はそれぞれ定義が別で、別の産地ということになりますけれど、制度としてそれが定義したものを見守っていくということは、ＥＵの原産地呼称の制度などをみ

ますと十分可能なことで、整理できると思いますし、これが現在、議論されていないようですが、できれば近い将来議論されることが求められると思います。実際、産地偽装などが起こったのは、そういう銘柄牛が非常に多かったということもあります。現在はそれを民間で産地ごとに努力しておられる状態だと思います。

丸井委員 その共同会議は、先ほどの期限表示のことを一応は一段落させて、今週もまたその次の5回目がありますけれど、今、議論は農水の問題が中心で、1つは加工品の定義と、もう1つは今のお話の産地表示をどうするかと、この2つについて議論が今週の金曜日から移っていきます。

先ほど来お話のように、加工品の定義も厚生労働省と農水が違うわけです。基本的には、食品衛生法は人の手が加わったらもう加工品ということになりますが、JAS法ではそうではないんですね。もっとずっと先の方にあって、有名な刺し身の、単品だったら生鮮だけれど、盛り合わせは加工品であると、そういうところで線が引かれているわけですね。これは2つの考え方方が違うということで、先ほど来お話があるように、これを丸ごと1本化するのがよいのか、それとも、1つの目標のために別々の立場でかかわるのがよいのかということになってくると思いますが、特に加工品の定義などについても1本化は難しいのではないかと個人的には考えています。

それは立場が違うからで、先ほどのような、何を守るための法律かということが違う。単に法律というだけではなくて、何を見るかということが違うということで、原則的にこう分けるというのと、個別の品目についてどう考えるかというので、随分立場が違ってきますし、それは違う立場でみるべきなのではないかと。けれども、それは1本という意味ではなくて、一緒に共同作業ができるということが必要だと思います。

今、最後にお話しになった原産地表示も、私も難しいなと思うのですが、どこの産であるかと、例えばそれを原則的に体系的にここで線を引くということをしてしまうと非常に危ないことになるのではないか。例えば、日本人かアメリカ人かというときに、何人でもいいんですが、父親と母親の国が違って、半分ずつだったらどっちにするのか、4分の1だったらどうなのか。それは基本的には本人がどちらの国籍を名乗りたいかということで決めればよいことがほとんどで、それを例えば、4分の1までだったらこちらの国籍にすべし、こちらの国籍と呼ぶべきだというのに近くて、物も転々と動いていたりして、一体どこが産地なのかということが今非常にわかりにくくなっていて、それを余り原理原則で線を引いてしまうやり方というのは、後で時とすると混乱したり取り返しのつかないこ

とになったりして、そういう意味では、今のお話のニュアンスはそれに近いと思いますが、どのように決めるかというのは、面倒くさいけれども、あるいは評判は悪いかもしれないけれども、一つ一つの具体的なものについてどうするかという立場も一方でないと、うまくいかないのだろうなと思います。

というわけで、多分、共同会議はしばらく結論の出ない話が続くのではないかと思います。

新山委員 原産地表示については、考え方というのは整理されていると思います。それは一律に線を引くということではなくて、しかも、全部原産地表示をするという場合だとまた考え方方が違ってきますが、今求められている原産地表示、いわゆる産地銘柄の場合は、自主的に名乗りたい場合の話です。自主的に名乗りたいから勝手にやればいいということにはならなくて、勝手にやっていろいろ問題が起こるので、正直に名乗っている者とそうでない者をきちんと識別して、正直に名乗っている者を守っていかないといけないわけです。ここには国の役割があると思うのですが、そのときの考え方方が整理されているということなのです。

それは先ほどもちょっとといいましたように、松坂牛なら松坂牛、神戸牛なら神戸牛と、それが生産者が組合をつくってそれを定義するということが基本になるはずですし、これは野菜でも同じでね。京野菜といったときには、京野菜の生産者団体がその定義をするということを実際にやっています。

何をチェックするかというと、その定義がきちんと文書化されていて、その定義に正当性があるかどうか、実際に生産や管理においてその定義が守られているかどうか、そういうことを第三者がチェックすればいいわけです。そうすると、名乗りたいところがそういうふうに申請をしてきたら、非常に多様な銘柄の育成ができるし、それは恐らく多様なものを食したいという消費者の要望にもこたえるものになると思います。そういう意味で、それも一種の認証制度の形をとり得ると思います。世界的に今そういう方向に進んできているのではないかと思っているところです。

松本委員 今のお話を伺っていまして、先ほどの生産行程履歴JASと特定の表示についてのJASとの関係をついつい連想してしまったのですが。すなわち、丸井委員のお話だと、もうどこで生産したかというのはなかなか識別できないぐらいいろいろ動きながらつくられているのだということなので、例えば銘柄牛などでも、どこで産まれたか、どこで何ヶ月育ったか、ビールを飲ませて何かやったかとか、いろいろあるようあります

が、そうであれば、最終的には消費者が、どこで生まれてどのように育てたものが一番いいかを自分で判断すればいいんじゃないかということで、生産行程履歴ＪＡＳがきちんと管理されて開示されれば、それぞれの消費者が判断して、自分がおいしいと思う牛を買えばいいということなのでしょうが、特定の手法で生産されたものについては、特定の表示を許すことによって、消費者が個別に生産履歴を調べなくてもそこそこのものだということがわかるようにしようということで、ある特定の部分を切り取ったのが、表示のＪＡＳに当たるのではないかなと。こういうふうに生産された商品については、ある表示を使ってもいいから、消費者はそれ以上調べなくても、その表示が本物であるということだけを信用して買えばそれなりのものが入手できるのだということなので、果たしてどちらが一番いいのか。

いろいろ調べて自分で判断ができる消費者にとっては、表示でごまかされるよりは、自分で生産履歴をきちんとチェックして納得できるものを選びたいということになるだろうし、そうではなくて、もう自分の判断は放棄して、そこそこみんながおいしいと思っているものを買いたいという人であれば、その銘柄等の表示信頼ということになるのかなと。これは印象であります。

田中委員長　その他、この資料にとらわれずに、ご意見があれば、久しぶりの委員会でございますので、どうぞ。

尾野村委員　せっかくですから、この際、意見だけ申し上げたいと思います。ＢＳＥの騒ぎを契機にして、農水省というのは消費者の方に顔を向けた政策をやるのだと大きく方向転換したことだと理解しています。それで、昨今、新聞をみていて、牛肉の輸入が急にふえているので、ルールどおりにやって、セーフガードを発動するという動きがあるやに聞いています。そのことの説明で、これは輸入が急にふえたから国内の生産者を守るために発動するのだという、かつての農政の姿勢のように、戻ってしまったのかなという誤解を受けないように、そうではなくて、消費者が好む牛肉を安定的に供給するために必要なのだということからのセーフガードを発動するのだと、そういう消費サインに立った上での発動なのだという、もっと説得力ある説明の仕方をぜひしてもらいたい。

そうでないと、消費者の方に顔を向ける政策といったのはあのときだけのことなのか、みたいな誤解を受けると大変まずいと思いますので。これはお願ひですので、よくよくうまくやってほしいと思います。

厚谷委員 政策評価の問題ですけれど、大変興味がありましたのは、2ページの事業評価のところの公共事業の費用対効果分析なんです。これをなさるということですが、批判があります農道とかああいうものに対しては、費用と効果とはどのようになさるのか。もう1つ、農業ダム。そういうものはどのようにして費用と効果を分析なさるのかなど。これはまだ試行中だからというのならそれはもういいんですけど。その辺がお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

皆川企画評価課長 例えば、今、先生がおっしゃったのは土地改良事業という類型の事業でございますので、土地改良法は昭和24年にできた法律ですが、その中で、事業として採択すべきかどうかということについて、総効果が総費用を上回っていなければいけないと、おおむねそういった言い方がされていまして、その時点から、費用対効果分析というものをやっていました。

その諸元というのはどういう形かといいますと、コストというのは当然それにかかった事業費になるわけですが、効果の方は、農業効果なりということで、歴年出てくるようなものがある程度年限を現時点に修正いたしまして、農業効果をサムアップして全体で農業効果があったらどうだと。それ以外に、例えば、それをつくることによってのそれ以外の社会的便益みたいなものも若干発生しますから、そういうものをサムアップをいたしまして、それが1を上回っているかどうかといった形で評価をしている手法を、昭和24年来、土地改良事業でやっていたと。

それ以外の公共事業につきましても、直接的な効果と間接効果というものを一定程度算定をいたしまして、それはこういったものをサムアップしなさいという1つのやり方を一応示しております、そのやり方で横割りにみても、こちらではこういうものをとて、こちらではとらない、という形ではない形で評価をしているということでございます。

厚谷委員 そうしますと、評価の仕方というのは既に与えられていると考えると。そうすると、これまでいろいろ農道などについての批判がありましたけれど、その批判の方が間違っているのだと、こういうふうに考えてよろしいですか（笑声）。

皆川企画評価課長 ここでいっております事業評価につきまして、一定のパターンというはあるわけですが、それが本当に今の時点でいいのかと。例えば、私どもがこれから志向していくかなければいけないのは何かと申しますと、事業採択の段階で事前にやっているものとしてはそういう形があるわけですが、また、そのやり方自体もいろいろ研究をしておりますけれど、例えば事業の実施後において、当初予定していたものが本当に出て

いるのかどうかというのを後でフォローしていくって、それが今おっしゃったような批判に對して耐え得るものかどうかということにもなるので、そういうことを今年は試行的にやっていこうじゃないかと。事後評価のところで入れていこうじゃないかと。数値的なものが入らないかどうかと。要件がいろいろ動きますので難しい点はあるわけですが、そういうことをやっていこうと考えております。

厚谷委員　もう1つだけ言わせていただくと、大変難しいと思ったのは、農家が減るんですよね。そういうときに、事前の評価をやっていきますと、どうやってその都度評価をしていくかという点は非常に難しいなという感じがするものですから。これはまたいづれ勉強させていただきたいと思っているところですが。

それから、先ほど表示の問題が出ていましたが、表示の問題は、安全の表示と流通過程の不当表示、これはきっちり分けておかなければいけないことですので。先ほどの賞味期限の問題とか品質保持期限の問題というのは、同じようなことを別々の表示の仕方をしているので、これは統一できるんです。ところが、安全の表示を議論していて不当表示の問題をやっていくと混同することになるのかな、というのが私の感想です。

田中委員長　それはそのとおりだと私も思います。1つの法律の中でそれを書くこともできる、しかし、別な問題であることはおっしゃるとおりです。

本川食肉鶏卵課長　牛肉の関税の問題でございますが、これはウルグアイラウンドを受け入れたときに、国際協定上は50%でよかったものを、諸外国との関係もありますけれど、やはり国内の消費者の方々の利益も考量して、実質的に38.5%に下げるという選択をしたわけであります。その過程で関税がだんだん下がってきたわけですが、これまで大体1,450億円の関税引き下げ効果が直接的なものとしてあったと。

実感といたしまして、ウルグアイラウンド受け入れ後に38.5%に下がる過程で、外国の牛肉は相当安い感じになられたというのは、スーパーなどに行かれてご実感なさっていただけだと思いますが、もとよりそういう選択をした時点で、消費者の視点に立って政策選択をしたということでご理解をいただければと思います。

ただ、そのときに、国内の農家の方々からみれば、関税を引き下げるこによって急に輸入が増えたらどうするのかということで、当時、込みで約束をいたしましたのがあの関税の緊急措置でございまして、そのようなものであるということをご理解いただきたいと思っております。

丸井委員　かつて、この議論の中で私も何回かいってありますけれど、消費者という

のはだれなのだろうかと。例えば、先ほどの生産行程履歴 JAS でもそうですが、あるいはトレーサビリティの法律でもそうですけれど、対象となる牛肉というのは精肉で、細切れとかひき肉は含まないと。これが国産牛で 6 割弱は精肉だろうという概算をされているわけですが、輸入牛も含めると細切れとひき肉の率はもっと高くなるのではないかと思います。

そうすると、消費者もいろいろいまして、スーパーで、先ほどのコスト・ベネフィットかどうかわかりませんが、豊かな人はちゃんと JAS のマークのついている精肉とか、生産履歴がわかるような肉を買うことができるわけですが、そうでなくて、貧しい人間はほとんどそういう方に見向きもせずに細切れやらひき肉を買うと。そうすると、こういう政策というのは、結局のところ、ひょっとすると、金のある消費者に対してはきちんと保証するけれども、ここで対象とできないような人たちについては、非常にきつい言い方をすると、切り捨てるということになるのだろうかと。もちろんひき肉や細切れまで含めてトレースを可能にすることは無理だということはわかりますが、けれど、ターゲットはきちんと精肉の形で買える、あるいは産地がわかる肉を買えるような消費者というのが念頭にあるのだろうかと思うのですが（笑声）。

本川食肉鶏卵課長 基本的には、いろいろご指摘をいただきましたが、全頭検査ということで、牛肉の安全性については万全を期した上で消費者の方々の安心を担保するための仕組みである、ということをお答えの 1 つだろうと思っております。

それから、基本的には川上から生産者がみえる形でつながっているということも、精肉についても安心感を醸成するし、そこから生まれてくるひき肉であるとか解体過程で生じる細切れについても、安心感を醸成し得る 1 つの要素ではないかなと考えているところでございます。

田中委員長 それでは、ご発言のなかった甲斐先生、どうぞ。

甲斐委員 2 時間沈黙を守っておりましたけれど（笑声）、最後に 4 点ほど申し上げたいと思います。

第 1 点は、この食肉の問題についてはいろいろご批判がありましたけれど、トレーサビリティを導入して、やがてこれが野菜やおコメなどにも取り入れられようとしていることを考えると、この食肉の問題は、いろいろ問題はあったけれど、今やトップランナーになったのではないかと思います。雨降って地固まるのように、非常にいい方向に行っているのではないかと思いました。

2点目は、ところが、トレーサビリティの実態調査をいろいろやってみると、コストの負担者が実は農業生産者だけにかかわっていて、非常に複雑な行程が出てきて、そのため人に配置しなければいけないとか、情報をインターネットを通してどんどん中央に送らなければいけないとか、そもそものコストが生産者だけにかかわっていて、今後もこれが拡大するとどうなっていくのだろうかという問題があるわけです。

3点目は、実際にトレーサビリティをやっている量販店に行って、パソコンを何人が使っているか聞くと、せいぜい10人ぐらいじゃないですかと。それもおもしろ半分にやっているだけで、本当に真剣にやっているんじゃないといっていたんです。ですから、いろいろな消費者がいて、現実に食肉を買う人は主婦の人だと思いますけれど、主婦の人がパソコンをたたいて「この肉はどこからでき上がっているのか」とやっているのは、1日に何人ぐらいいるだろうかと。それはある量販店です。では、Aコープをみると、ほとんど使っていない、パソコンは遊んでいたといっていましたので、これを本当に利用されるのか。理念と現実にギャップがあるような気がします。

4点目は、トレーサビリティとHACCPの問題です。先ほどから問題になっている安全とか衛生ということから考えると、やはりHACCPじゃないかと思うのです。牛肉のHACCPについていうと、例えばハムソーメーカーのところだけが必要なわけで、と畜場もパッカーも対象になっていないわけですね。ですから、トレーサビリティというのは安心を確保しているだけあって、本当に衛生的な視点からすると、やはりHACCPをもっと拡大していく。

「農場から食卓まで」の安全性といいながら、今は食肉の流れのごく一部分だけの、しかも希望するメーカーだけがそれを受けているわけですね。それも非常なエネルギーを払って書類をつくったりして、厚生労働省から認定を受けているごくわずかのところがやっているだけであって、「農場から食卓まで」の安全性確保という意味では、まだまだ非常に遠い道のりがあるような気がします。

田中委員長 ありがとうございました。時間も大分押してきました。まだご発言されたいという方もいらっしゃると思いますが、この辺で本日の議論を終了させていただきたいと思います。

## そ の 他

田中委員長 次に、今後の予定について事務局から説明をお願いいたします。

皆川企画評価課長 「検討スケジュール（案）」という2枚つづりの紙をもらいたいと思います。

第1回～第9回までが1ページ目に書いてございまして、その後、委員懇談会、現地視察といったことをさせていただきながら、今日が4月21日の第10回となったわけでございます。そして、第11回として、5月21日に、保管対象牛肉の検品結果等についてと、委員会報告に向けてのご検討についてということでおかがかなと。その後、予備日として、委員会報告のとりまとめに向けてのご議論を引き続きしていただくということで、その予定のような形でさせていただければと思っております。

以上でございます。

田中委員長 ありがとうございました。

ここで私からお願いしたいと思いますが、企業のコンプライアンスの推進の観点から、公益通報者保護制度について、国民生活審議会の公益通報者保護制度検討委員会で検討が行われてますが、松本先生がその委員会の委員長をしておられますので、検討状況につきまして次回の本委員会でご説明をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、松本先生、よろしくお願ひいたします。

松本委員 順調にいけば次回の5月7日で報告書がまとまる予定ですが、順調にいかないとまとまらないで、次期送りになる可能性もありますけれど。

田中委員長 そのときは、途中でも、「こういうことで対立しているのだ」というお話をいただいてもよろしゅうございます。私どももそれに非常に関係が深いと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次回開催は5月21日・水曜日、午前10時から、同じく農林水産省第1特別会議室において開催することといたしますので、よろしくお願ひいたします。

## 閉 会

田中委員長 本日は、これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

了